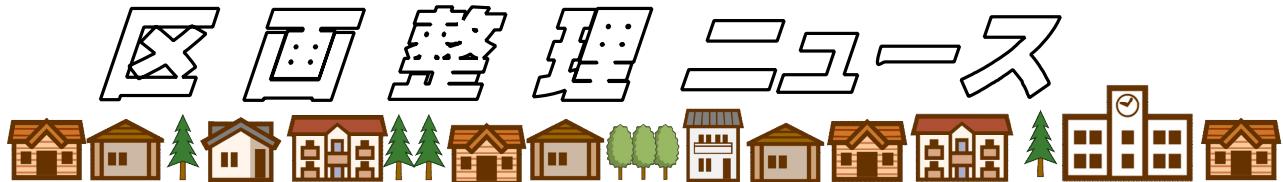


# 飯能市 笠縫・双柳南部・岩沢北部・岩沢南部地区

2025年10月号

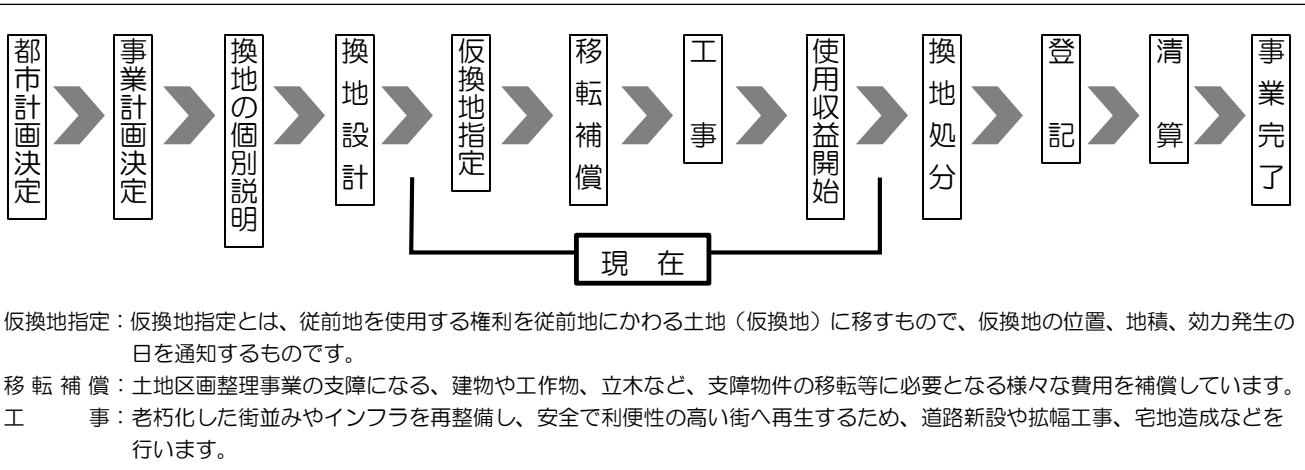


日頃より、本市のまちづくりにご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

10月号では、土地区画整理事業の進捗状況等、阿須小久保線（岩沢工区）についてお知らせします。

## ◆現在の事業進捗状況について（笠縫・双柳南部・岩沢北部・岩沢南部）

土地区画整理事業の流れは下図の通りで、現在は仮換地指定や工事を順次進めている段階です。



仮換地指定：仮換地指定とは、従前地を使用する権利を従前地にかわる土地（仮換地）に移すもので、仮換地の位置、地積、効力発生の日を通知するものです。

移 転 補 償：土地区画整理事業の支障になる、建物や工作物、立木など、支障物件の移転等に必要となる様々な費用を補償しています。

工 事：老朽化した街並みやインフラを再整備し、安全で利便性の高い街へ再生するため、道路新設や拡幅工事、宅地造成などを行います。

## ◆各地区の概要と進捗について

土地区画整理事業の進捗は以下の「使用収益開始率」のとおり、約7割から3割の状況です。

※使用収益開始とは、工事が完了し、仮換地指定を受けた土地を使用できることを示します。

### 笠縫地区

面積：76.6ha

都市計画決定告示日：昭和59年10月12日

当初事業計画公告日：昭和63年2月10日

最新事業計画公告日：令和6年1月10日

施行期間：昭和62年～令和22年

使用収益開始率：74.8%（令和7年3月31日現在）

### 双柳南部地区

面積：33.5ha

都市計画決定告示日：平成4年7月31日

当初事業計画公告日：平成4年12月10日

最新事業計画公告日：令和7年3月28日

施行期間：平成4年～令和26年

使用収益開始率：64.1%（令和7年3月31日現在）

### 岩沢北部地区

面積：17.8ha

都市計画決定公告日：平成6年6月17日

当初事業計画公告日：平成6年12月12日

最新事業計画公告日：令和7年5月7日

施行期間：平成6年～令和26年

使用収益開始率：37.3%（令和7年3月31日現在）

### 岩沢南部地区

面積：36.5ha

都市計画決定公告日：平成6年12月2日

当初事業計画公告日：平成8年3月15日

最新事業計画公告日：令和7年3月28日

施行期間：平成7年～令和26年

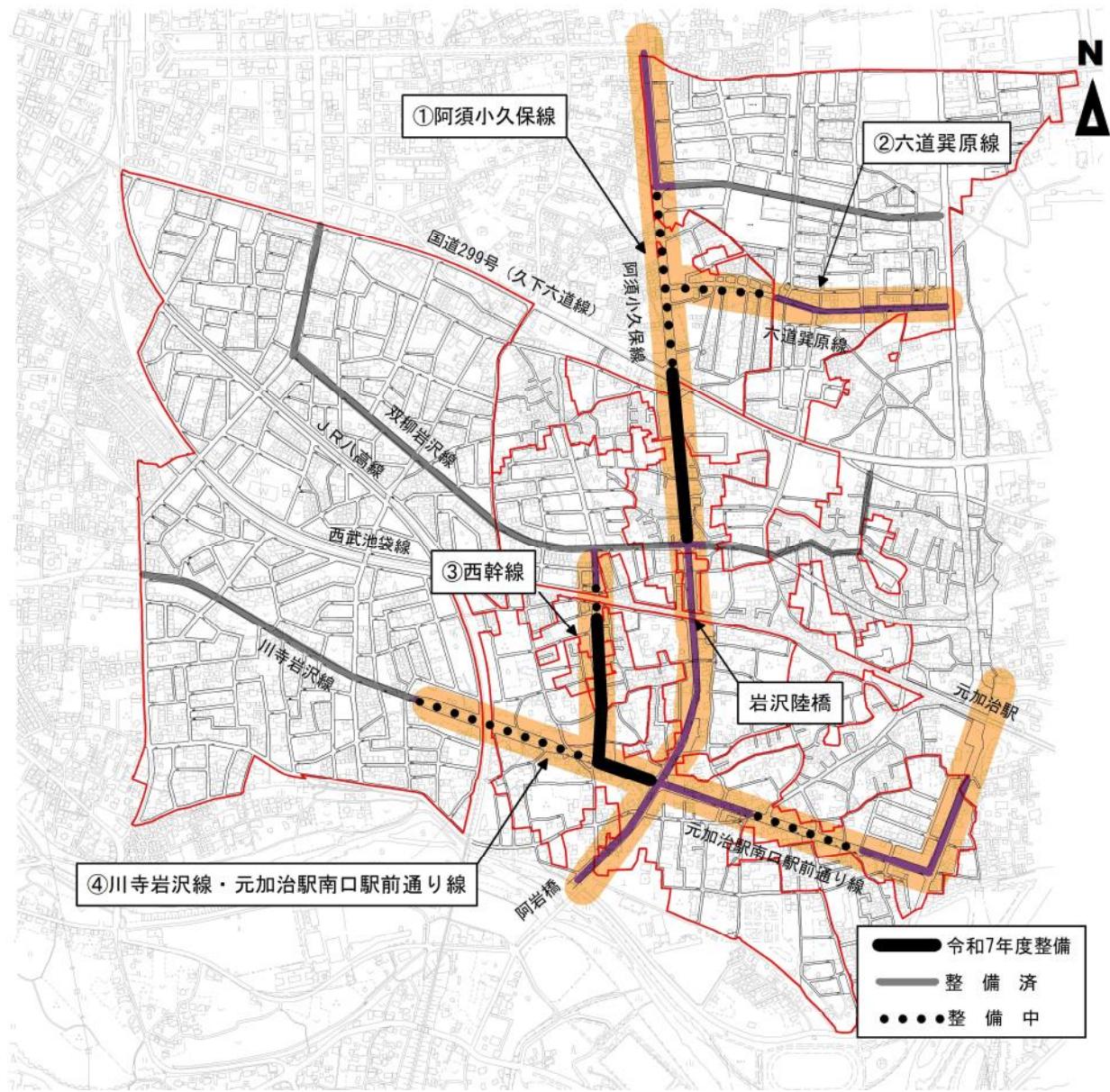
使用収益開始率：28.9%（令和7年3月31日現在）

## ◆令和7年度の主な整備予定について

市街地東部における南北の往来を改善するため、①阿須小久保線の整備を重点的に進めています。岩沢陸橋の北側から国道299号までの区間で用地確保が終わり、今年度末の開通を目指し道路整備工事を実施しています。国道299号から北側の区間につきましては、令和9年度末の開通を目指して取り組んでおります。②六道翼原線については、今年度より用地確保を順次進めています。

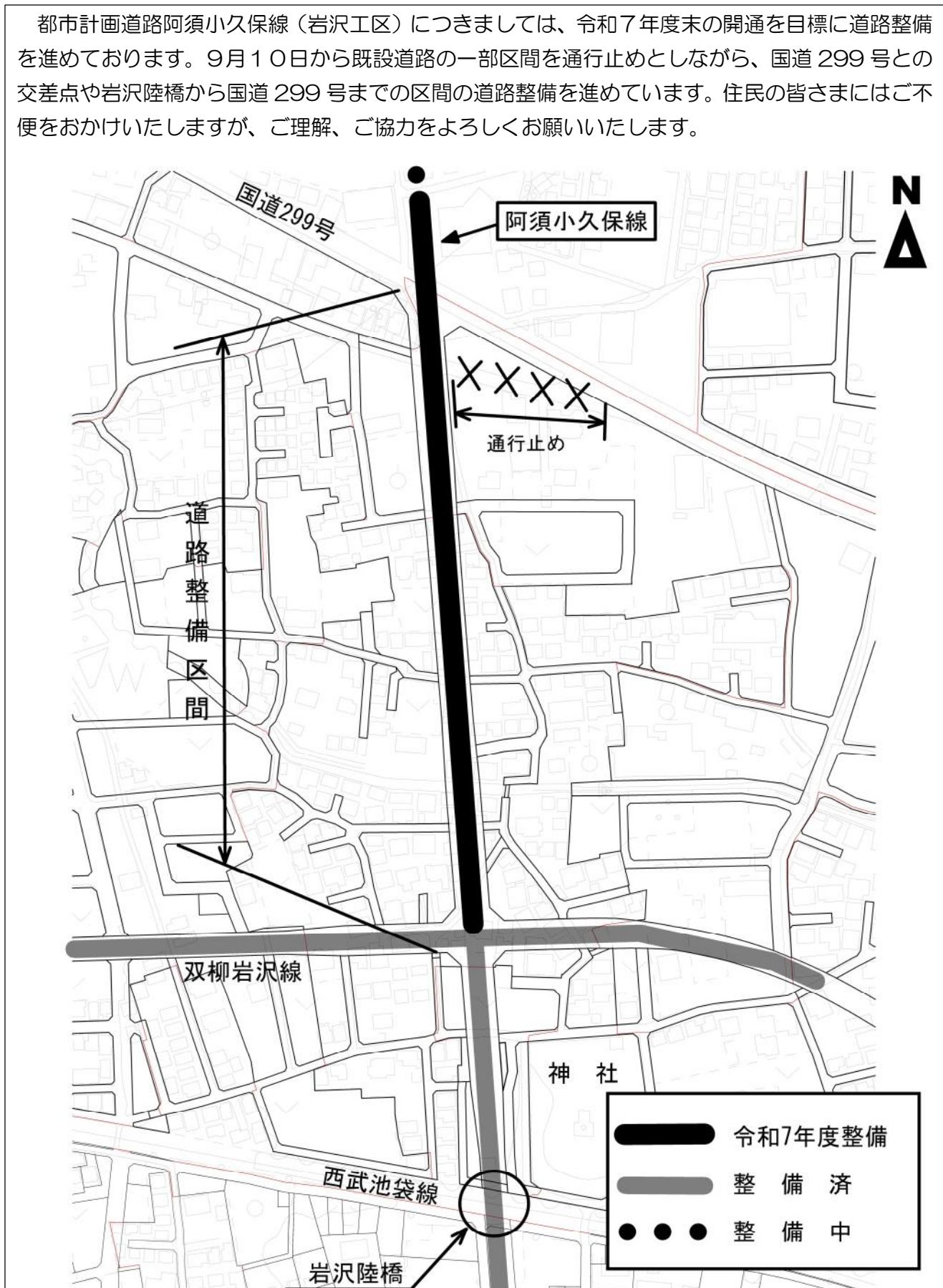
岩沢地区の西側を南北に縦断する③西幹線や笠縫地区と岩沢地区を東西に結ぶ④川寺岩沢線・元加治駅南口駅前通り線については、引き続き用地確保を進めるとともに一部区間の道路整備工事を進めております。

各地区の上水道、下水道については、土地区画整理事業の進捗とあわせて順次進めております。



## ◆阿須小久保線（岩沢工区）の状況について

都市計画道路阿須小久保線（岩沢工区）につきましては、令和7年度末の開通目標に道路整備を進めております。9月10日から既設道路の一部区間を通行止めとしながら、国道299号との交差点や岩沢陸橋から国道299号までの区間の道路整備を進めています。住民の皆さんにはご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をよろしくお願ひいたします。



## ◆事業計画の変更についてのお知らせ

双柳南部土地区画整理事業及び岩沢南部土地区画整理事業は令和7年3月28日、岩沢北部土地区画整理事業は令和7年5月7日に、事業計画変更の広告を行いました。

双柳南部地区は清算期間として5年、岩沢北部地区と岩沢南部地区は、残りの建物移転や道路等の整備期間10年と清算期間5年を考慮し15年、それぞれ延伸させていただくものです。

1日も早い事業完了を目指し、職員一丸となって取り組んでまいりますので、今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## ◆飯能都市計画の変更について

現在、都市計画道路を中心に道路整備を進めており、今後、沿道の土地利用が進むことが想定されることから、主に幹線道路の沿道について用途地域の変更を予定しています。また、地区計画についても今回の用途地域変更に合わせた見直しや、地区施設道路の変更を行う予定です。

今後、変更計画案の縦覧等の手続きを経て、来年度中頃に都市計画決定を行う予定です。

## ◆事務所からのお願い

以下に該当する方は、施行者へ届出や申請が必要となりますので、ご不明な点がございましたら、下記のお問い合わせ先にご相談ください。

### 土地区画整理事法第76条について

土地区画整理事業施行地区内において、土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築、物件の設置若しくは堆積を行う場合は、土地区画整理事法76条第1項に基づく許可が必要です。

### 所有権移転届出書について

土地区画整理事業施行地区内において、土地登記簿の住所・氏名を変更した、土地を売買・贈与・相続したなど、土地所有者の変更があった場合、所有権移転届出書の提出が必要です。

※保留地につきましても同様となります。

### 仮換地の分割について

土地区画整理事業施行地区内において、仮換地を分割する場合は、従前の土地を分筆する必要がありますので、区画整理課にご相談ください。

## ◆お問い合わせ

飯能市役所 建設部 区画整理課（土地区画整理事務所内）

〒357-0045 飯能市大字笠縫112-1

電話：042-973-8682

E-mail：[kukaku@city.hanno.lg.jp](mailto:kukaku@city.hanno.lg.jp)

